HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	商業信用の形態と利子 ： 貨幣貸借の理論領域
Author(s)	海, 大汎
Citation	經濟學研究, 69(1), 31-50
Issue Date	2019-06-14
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74894
Type	departmental bulletin paper
File Information	040ES_69(1)_031.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経 済 学 研 究　*69－1*
北 海 道 大 学　2019.6

商業信用の形態と利子
――貨幣貸借の理論領域――

海　　大　汎

はじめに

本稿は，利子の生成の根拠を発生論的に考察するものである[1)]。従来の利子論では，K.マルクス［1894］による『資本論』第3巻第5篇「利子と企業者利得とへの利潤の分裂　利子生み資本」と，宇野弘蔵［1964］による『経済原論』第3篇第3章「利子」とが，利子の生成とその解明とをめぐって対峙してきた。これらの論点は，利子を，特定資本の価値増殖過程から生成されるものと捉えるか，産業資本と銀行資本との間の貸付関係から生成されるものと捉えるかによって分かれるが，いずれも経済主体の間の貨幣貸借関係を理論的に位置づけるものといってよい[2)]。

宇野学派の原理論体系は，宇野のアプローチ

1）本稿では，山口［1983］のいわゆる発生論的方法を採用した。すなわち，「『資本論』で発生論的論理の展開が志向されているもっとも典型的な個所は第1巻の価値形態論であろう。第3巻では商業資本論に発生論的に説いているところが部分的にみられるが，きわめて不十分で徹底していない。利子論になると，そのような方法は部分的にもみられない」（18頁）。但しそうした「発生論」を分化発生論として採用しているわけではない（新田［2014］: 第2節）。これに関連して清水［2014］は，次のように述べている。「たとえば商業資本の分化発生という場合，従来は『分化＝発生』とか，『分化・発生』というように表記することが一般的であった。つまり，『分化』と『発生』という二つの概念は，それほど明確に区別されてこなかった」が，「『分化』という概念の本義が，あくまで産業資本から発生する，産業資本を母体として発生するという規定性にあるとすれば，この概念と『発生』という概念とを注意深く区別する必要が出てくるのではないか。いいかえれば，分化＝発生論とは異なる，もう一つの発生論を用意する必要が出てくるのではないか」。ここでいう「もう一つの発生論」とは，「発生＝行動論」を指しており，「分化＝発生論」は「その部分集合にすぎない」ものとされている（51-52頁，清水［2017］:105頁）。すなわち，「発生＝行動論」は，商品経済的合理性を追求している個別経済主体の「行動」を「発生」の根拠とする方法論であり（山口［1985］:3-4頁，青木［2001］:39頁），それゆえ，利子は，個別経済主体間の商品売買を媒介する，ある種の「関係概念」（青木［2005/2009］）として導き出される。このように本稿で「発生＝行動論」を採用するのは，あくまでも「商業信用の形態的根拠」（清水［2006］:65頁）から利子を解明するためであって，市場機構および信用制度の成り立ちを論ずるためではない。「原理論は，ある命題を論証することを目的とする議論〔論証の論理：引用者〕と，その命題から出発して新しい推論を行うことを目的とする議論〔展開の論理：引用者〕との二つから成り立っているといってよい」（清水［2017］:87頁）とすれば，本稿の「議論」は，前者に属するものといえる。

2）マルクスは，『資本論』第3巻第5篇「利子生み資本」で「信用制度の基礎」について，一方で「資本主義的生産様式が存続するかぎり，利子生み資本はその諸形態の一つとして存続するのであって，実際にこの生産様式の信用制度の基礎をなしているのである」（Marx［1894］S.621）とし，他方では「商業信用，すなわち再生産に携わっている資本家たちが互いに与え合う信用を分析してみよう。この信用は信用制度の基礎をなしている」（Marx［1894］S.496）と述べている。両方の叙述は，「信用制度の基礎」に対して相異なる見解，つまり「信用制度の基礎」を，前者では「利子生み資本」から，後者では「商

に基づき商業信用に端を発する信用制度論の整合性を高める方向へと研究が積み重ねられてきた。そうした中で，鈴木鴻一郎と山口重克とが，貨幣貸借の原理を商業信用論の内部に導入する形で，信用制度論のさらなる刷新をはかり，利子論の新たな地平を開いた。とはいえ，これらの立論が必ずしも貸借関係の導入の意義を生かしきれているとは限らない。その根因は，端的にいえば，商業信用の形態についての不明確な理解にあると思える。利子生成における発生論的理解が阻害されているのは，そのためである。

本稿では，以上の問題関心から，利子の生成をめぐる従来の論点と限界とを検討しながら，利子の生成の解明を試みることにしたい。まず第1節では，マルクスの利子論を批判する宇野の立論に焦点を当てて検討し，その意義と限界とを見極める。第2節では，宇野の商業信用論を批判的に捉え直した鈴木説と山口説とに焦点を当てて，商業信用と貨幣貸借との関係を検討する。第3節では，商業信用における販売と貸付との共時性（山口重克）を突き詰める形で，貨幣貸借のメカニズム（小幡道昭）を検討し，売手と買手との間の貸借関係の成立過程に沿って商業信用の展開を理解することで，利子の生成を論ずる。最後に，以上の検討を踏まえ，従来の支払手段論（貨幣論）が抱えている盲点を指摘することにしたい。

第1節　資本＝商品説と資金＝貸付説

本節では，利子の生成におけるマルクスの立論に対する宇野の批判とその限界とを中心に検討する。まず『資本論』第3巻第5篇「利子生み資本」でマルクスは，「所有としての資本」（Marx［1894］S.392, 傍点は，原文ではイタリック体であるが，訳書にしたがって傍点を付す）と「機能としての資本」（同上）という二種の資本の関係を想定し，次のように述べている。「自分の貨幣を利子生み資本として増殖しようとする貨幣所有者は，それを第三者に譲り渡し，それを流通に投じ，それを資本として商品にする。ただ自分自身にとってだけではなく他の人々にとっても資本として，である。それは，それを譲り渡す人にとって資本であるだけではなく，はじめから資本として，剰余価値，利潤を創造するという使用価値をもつ価値として，第三者に引き渡されるのである。すなわち，運動のなかで自分を維持し，機能を終わったあとでその最初の支出者の手に，ここでは貨幣所有者の手に帰ってくる価値として，引き渡されるのである。つまり，ただしばらくのあいだだけ彼の手から離れ，ただ一時的にその所有者の占有から機能資本家の占有に移るだけで，支払われてしまうのでも売られるのでもなく，ただ，貸し出されるだけの価値として，である。すなわち，第一には一定期間の後にはその出発点に帰ってくるという，また第二には実現された資本として，したがって剰余価値を生産するというその使用価値を実現した資本として，帰ってくるという条件のもとでのみ，その価値は譲り渡されるのである」（Marx［1894］S.355-6，傍点は原著者）。

ここではマルクスは，「貨幣所有者」と「機能資本家」との間の貨幣貸借関係を「利子生み資本」の成立の基本構図とし，そこから「利子」を析出している。すなわち，前者の「貨幣」は，非「貨幣所有者」とされる「第三者に引き渡され」，その手元に「一時的に」「占有」されるものとなるが，そうした過程は，両者にとって「はじめから資本として，剰余価値，利潤を創造するという使用価値をもつ」ものと描かれている。

業信用」から求める視座を示している。とはいえ，マルクスによる両方の見解が如何に関連づけられているのかは明らかにされないままであった（岡部［1989］:55頁）。その結果，見解は，「利子生み資本説」と「商業信用説」と分かれ，利子論展開の分岐点となったのである（松井［1990］:35頁）。両説は，マルクスの叙述から触発され，対峙してきたが，いずれも利子の概念規定の基本原理を提供するものといってよい。

結果的に，両者は「利子生み資本」から，「貨幣所有者」が「利子」を，「機能資本家」が「剰余価値，利潤」を享受することになる。

ところで，そこでは「貨幣所有者」は，「自分の貨幣」＝「資本として商品」の貸手として，「機能資本家」は，他者の「貨幣」＝「資本として商品」の借手として相対するとされているが，その場合，前者から後者に「引き渡される」「貨幣」を，果たして「資本」とみなしてよいであろうか，という問題が生じてくる[3]。というのは，前者の「貨幣」が単に「貸し出されるだけ」のことであるならば，「利子」をある種の「剰余価値，利潤」として取得する独立の「資本」を想定すべき所以は明瞭でないからである。

これについてマルクスは，「貨幣は商品に，といっても一つの独特な種類の商品に，なるのである。または，結局同じことになるが，資本が資本として商品になるのである」（Marx［1894］S.351）と述べているが，「貨幣は商品に」なるのと「資本が資本として商品になる」のとが何故「同じことになる」のかをはっきりさせているとは言い難い[4]。但し，「貨幣」と「資本」とが一斉に「商品」となるのは，あくまでも「貨幣が資本として商品になる」（Marx［1894］S.354）という意味においてであると受け止めれば，「利子生み資本」におけるマルクスの発想は，いわば資本＝商品説に立脚しているものと理解しても差し支えないであろう[5]。

これに対し，「利子生み資本」による利子の生成のメカニズムに異議を申し立てたのは宇野弘蔵であった[6]。宇野は，「貨幣資本家と機能資本家というのは，貸借関係を資本家の資本から抽象したものとして理解する悪い抽象になるのではないか」（宇野編［1968］:340 頁）と指摘し，それでは「原理論的規定を与えることの〔は：引用者〕できない」（宇野［1974b］:250 頁）と言明している。それは，「利子」の生成におけるマルクスのアプローチが，産業資本の価値増殖運動による内的な必然性と乖離し，「貨幣資本家」という外的かつ偶然的な存在に依拠することを指摘するものであった[7]。すなわち，

「利子付資本の特徴は，資本が出発点に復帰するということが媒介的過程ぬきに現われるという点にある。貨幣資本家は貨幣を何らの等価な

3）籠［1956］は，商品の販売を，ほんらいの商品の譲渡様式と，利子生み資本という独自の種類の商品の譲渡様式とに二分して捉えている。前者では，使用価値は譲渡されるが，価値はそうはならず手元に保持される一方，後者では，使用価値と価値，いずれも資本としての貨幣が借手に譲渡されるとし，「貸付のばあいには等価が受けとられないのであるから，所有権は譲渡されない」と述べている（18-24 頁）。しかし，貸手の貨幣が借手に「譲渡される」からといって，貨幣そのものの価値をも借手に「譲渡される」とはいえない。「貸付のばあいに」借手に「譲渡される」のは，貨幣使用に対する期限付き権利だけであり，それゆえ，貨幣の価値はそのまま貸手の手元に残る。結果的に「貸付のばあいには等価が受けとられない」かどうかに関係なく「所有権は譲渡されない」ということになる。

4）「利子＝価格論における『“特殊な”商品』になる主語は，単なる貨幣では不足であるが，それを『資本としての資本』とするのは，利子率が帯びる増殖の仮象的純粋性に訴えざるをえない点で，やはり過剰となる。このことは，さまざまな利子率を貨幣利子率に代表させ，資本の増殖概念を貨幣の増加と同一視する誤りにつながる。貨幣貸付はどこまで延長しても，資本を商品にすることにはならないのである」（小幡［2014］:145 頁）。

5）下平尾［1974］:219 頁。

6）宇野［1973］:258 頁，木村［1976］:229 頁。

7）マルクスの利子論に対する宇野の批判は，山口［1984］が評価しているように「一種の発生論としての分化論的方法」（23 頁）の提起であった。とはいえ，宇野自身による利子論が，そうした「方法」に徹しているだろうか。詳しくは本文に譲るが，その欠陥は，商業信用の展開と銀行信用の成立とが事実上同時になされていることに起因するといえる。そこには，前段から後段への転化を解く「発生論としての分化論的」な視座はもとより遮断されている。宇野の方法論的射程が「貸し手と借り手とがどちらも産業資本家であるという初期設定」（清水［2017］:90 頁）に限定されているのは，そのためである。

しで手放す。すなわち貸付ける。貨幣は彼から機能資本家の手に移るが，それは依然として彼が所有している。したがって貨幣は一定期間後にはかならず彼のもとに返済される。こうして貨幣の貸付けと返済は，たんに任意の，法律的取引きによって媒介される運動として現われ，資本の現実の運動とは関係のないものとして現われる。借り手のもとでの現実の資本の運動は，貸し手と借り手との間での取引きのかなたにある操作であり，その取引き自体には直接この現実の媒介過程は消え去っている。また貨幣の現実の還流は再生産過程の進行にかかっているのであるが，しかし利子付資本では貨幣の還流は貸し手と借り手との合意によって定まるかのように現われる。一定期限での貨幣の譲渡，すなわち貸付けと，利子をつけてのその還流，これが利子付資本の運動のすべてである。したがってそれは現実の資本の再生産過程という媒介過程を消失した資本運動の無概念的形態でしかないものとなるのである」（宇野編［1968］:8-9 頁）。

宇野は，「貨幣資本家」と「機能資本家」との間の「貨幣の貸付けと返済」は「たんに任意の，法律的取引き」にすぎず，「現実の資本の運動」を「操作」しえないもの，つまり「現実の資本の再生産過程という媒介過程を消失した資本運動の無概念的形態」として，単なる「貸し手と借り手との合意」による「一定期限での貨幣の譲渡」と「利子」の「還流」を，「利子付資本の運動のすべてである」と規定するにすぎない，と指摘しているのである。とはいえ，宇野が，「貨幣の貸付」そのものを否定しているとはいえない。そうではなく，「貨幣資本家」と「機能資本家」との間でなされる「貨幣の貸付」を批判しているのである[8)]。

みられるように，利子論における宇野の捉え直しは，「貨幣の貸付」を「現実の資本の再生産過程」とリンクさせることから始まっているといってよい[9)]。そうすることによって，「貨幣の貸付」の展開過程は原理的に規定されることになる。すなわち，「貸付資本は，これもまた後に明らかにするように資本を貸付けるものとして資本なのではない。いつでも資本として機能し得る貨幣を貸付けるということは，それ自身資本を貸付けるわけではない。貨幣を貸付けることが，そしてそれによって利子を得ることが，かかる貨幣の所有者にその貨幣を資本たらしめるのである。したがってその貸付に対して得られる利子は『資本の価値』ではなく，貨幣の一定期間の使用に対する対価に過ぎない。ここでは貨幣自身が商品となるのであって，なお資本が商品となるのではない」（宇野［1973］:259 頁）。

ここでは「貨幣自身が商品となる」と述べてはいるが，だからといって，宇野説を直ちに貨幣＝商品説とみなすわけには行かない。詳しくは後述するが，「貨幣自身が商品となる」とい

8）宇野［1974a］:210 頁。

9）松井［1991］は，「貨幣資本家と機能資本家の間で売買される対象は何か，という点については，宇野弘蔵氏と三宅義夫氏の論争がある。宇野氏は，『貨幣自身が商品となるのであって，なお資本が商品となるのではない』と，貨幣の商品化を唱え，貨幣資本家と機能資本家の間で売買または貸借されるのは，資本ではなく貨幣であると主張された。これに対し，三宅氏は，『資本が商品として取引されるのだ』と，資本の商品化を唱え，貨幣資本家と機能資本家の間で売買または貸借されるのは，貨幣ではなく資本であると主張された。宇野・三宅論争のポイントは，貨幣資本家と機能資本家の間で売買される対象は何か，という点にあったが，貨幣資本家と機能資本家の間の経済関係が信用であるから，宇野・三宅論争は，実質的には，信用の概念規定をめぐる論争であったといえる」（60 頁）と述べている。ところが，「宇野・三宅論争」が「信用の概念規定をめぐる論争であった」としても，「宇野」自身が「貨幣資本家と機能資本家の間の経済関係」を受け止めているとは言い難い。「宇野」の立論は，むしろ「貨幣資本家と機能資本家の間の経済関係」そのものを批判し，後者の排除から「信用の概念規定」を見直したものであって，「信用の概念規定」における論点の食い違いで対峙しているわけではない。

うのは，「貨幣の一定期間の使用に対する対価」を支払う売買関係を前提しており，それゆえ，厳密にいえば，「貨幣自身が商品となる」わけではなく，「貨幣」を「一定期間の使用」できる権利そのものが「商品となる」といわなければならない。ともあれ，「貨幣の貸付」についての原理的規定から，「貸付に対して得られる利子は『資本の価値』」に還元できるものではないということがひとまずみてとれる。

もっとも，宇野［1974a］は，「『貨幣』としての貨幣は『資金としての貨幣』と規定してしまってもよいのではないか」（186 頁）とし，「資金としての貨幣は，かくして一種の商品となる」（189 頁）と述べているように，「貨幣自身が商品となる」際の「貨幣」が「資金として」現われるという点を強調する。但し，宇野のいう「資金としての貨幣」＝「商品」は，「利子生み資本」のような二資本間の貨幣貸借としてではなく，「銀行に資金が集中されて貸付けられる」（宇野編［1968］:344 頁）ある種の「特殊の商品売買」（345 頁）の対象として位置づけられている。

このようにみると，宇野は，第一に，貨幣貸借が「貨幣資本家」によってではなく，「銀行」によってなされるものとしており，第二に，貨幣貸借によって得られる「利子」は，「資本の価値」ではなく，「貨幣の一定期間の使用に対する対価」として規定していることが分かる。とすれば，宇野の利子論は，単に貨幣＝商品説または資金＝商品説というよりも，むしろ「利子付資本」に貫かれる資本＝商品説の批判論としての資金＝貸付説に分類したほうが妥当であろう[10]。

そこで次に，宇野自身の利子論について立ち入って検討することにする。宇野は，『経済原論』第 3 篇第 3 章「利子」のところで次のように述べている。

「資本の再生産過程における準備金乃至蓄積資金は勿論のこと，資本が一定の期間商品，或いは貨幣としてあるということ自身も，他の産業資本に対する信用を与え得る基礎をなすものである。商品としての生産物が一定の期間の後に貨幣に実現され，貨幣がまた一定の期間の後に生産手段なり，労働力なりの購入に充てられるということは，一定期間の後に貨幣をもって支払われることを条件としてその生産物を他の資本家に販売し得ることを示すものに外ならない。しかもこの関係は単に一方的に信用を与えるというだけでなく，一方で信用を与える資本家は，他方で信用を与えられる関係を展開する。一定の期限をもって一定額の貨幣を支払うという契約書としての手形の流通は，かかる関係を具体的に示すものである」（宇野［1973］:461 頁）。

ここでは宇野は，「貨幣資本家」と「機能資本家」との間の貨幣貸借ではなく，「一方で信用を与える資本家は，他方で信用を与えられる関係」にあることに着目して，「資本の再生産過程」から「蓄積」される「貨幣」を「他の産業資本に対する信用を与え得る基礎をなすもの」とみている。宇野が「手形の流通」によって結ばれる「関係」を資本主義的な「信用」の「基礎をなす」形態と位置付けているのは，そのためである。

但し，ここで留意すべきは，「資本の再生産過程における準備金乃至蓄積資金」を単に，「手形の流通」だけを可能ならしめるものにしていないという点である。すなわち，「資本の再生産過程に伴う遊休資金の存在は商業信用の基礎をなすのであるが，これが銀行の如き金融機関に集中せられ，その必要に応じこれが融通されるということになると，産業資本家の間に行われる商業信用は銀行と産業資本家との間に行われる銀行信用となる。預金と貸付の形式をもって媒介される」（宇野［1973］:467 頁）。

ここでは宇野は，「資本の再生産過程に伴う遊休資金」を，一方で「商業信用」の展開を支

10）実際，宇野［1964］:235-240 頁・宇野［1973］:506-513 頁にとっては，「資本の所有者としての資本家」と「資本の運営者としての資本家」とに基づく資本＝商品化は，利子論の理論領域を超える株式会社制度の問題として捉えられている。

えると同時に，他方で「銀行」に流れ込むものとしている。そこから「商品を信用販売した資本家は，必要に応じてその代金を銀行によって現金化し，銀行はこれによって商品の売買代金を売手を通して買手に貸付けることになる。…… これは直接にこの買手に貸付けるのと異なって，すでに行われた商品売買を基礎とする貸付を売手を通してなす」（宇野［1964］:216 頁）ものに他ならない。要するに，「銀行の如き金融機関」は，「産業資本」の「遊休資金」を集め「預金」のプールを形成し，それをバックに「商品を信用販売した資本家」に対して「売買代金」を「現金化」するような，「買手」に「売買代金」を間接的に「貸付ける」方式で「預金と貸付」を「媒介」するということである。

ところで，「銀行」の「貸付」は，「銀行」に「集中」されている「預金」によっており，また「預金」の出処は，個々の「産業資本」が「蓄積」している「遊休資金」となっている。「遊休資金」は，「商業信用」の展開の「基礎をなす」と同時に，「銀行」に「集中」＝「預金」され，「産業資本家との間に行われる銀行信用」を可能にする。この論理は結果的に，「商業信用」と「銀行信用」とを同様の理論的な根底から共時的に成立するものとみなしてしまうだけでなく，逆に「銀行」に「預金」されている「産業資本」の「遊休資金」を所与の前提として行われる「商業信用」の展開も，理論上想定しうることになろう[11]。

かくして宇野における「銀行信用」の成立は，「商業信用」の展開とは無関係に「産業資本」の「遊休資金」から直ちに根拠づけられている一方，「商業信用」は，「銀行信用」の成立における発生論的視座を欠いたまま，「銀行の如き金融機関」による「現金化」をはじめから予定している他律的な機構として描かれるにとどまる[12]。「商業信用」の展開の内部論理だけでは，自らの限界を克服する何らの契機さえ有しておらず，したがって，「商業信用」から「銀行信用」の転化の契機は，個別的な信用そのものの展開からではなく，高次の「機関」から救済される方式で解消されるということになる。

そうした位置付けは，「商業信用」を，「いわば個別資本間の相互扶助関係」（宇野［1973］:465 頁）を実現させるものとする理解に起因すると思える[13]。但し，留意すべきは，「個別資本間の相互扶助」は，売手の種々なる「遊休資金」

11）日高［1968］は，「宇野氏の銀行信用論においてほんとうの前提になっているのは，実は商業信用だけではなしに，個別資本相互の貨幣の貸借関係なのではないか」（72 頁）と疑問視し，宇野の論理展開において「銀行信用を可能にするとされているのは，商業信用そのものではなく商業信用の『基礎をなす』遊休資金にすぎない」（73 頁）と指摘している。つづめていえば，「宇野」による「銀行信用」の成立は，「商業信用そのもの」とは無関係なものということである。ここで日高は，産業資本の「遊休資金」が一方では「商業信用」に，他方では「銀行」の預金に流れ込むという，「遊休資金」の重複を問題にしているのである。さらにいえば，この点は，信用制度論の先後関係だけでなく，利子の出処をも不明瞭にする種になっていると思える。

12）藤川［1976］:258 頁。

13）そうした関係について大内［1978］は，「しかし，このばあい融通される資金は，『資本論』でいう貸付資本家の資金のように，それ自体がかならず利子を要求するような性質のものではない。もともとそれはその資本にとっては一定期間利用する必要もないし，利用することがさしあたりできもしない遊休資金である。それはほんらい産業資本にとっては，その管理のために費用を要することはあっても，何らの利潤なり利子なりをもたらす資金ではない。そういうものが事実上他人によって利用されたからといって，利子がすぐ要求されるということにはならないであろう」（44 頁，傍点は原著者）と述べている。氏の指摘は，「遊休資金」が「事実上他人によって利用されたからといって」，そこから直ちに「利子」が生成されるわけではないということである。しかし，「利子」の生成を「遊休資金」の「利用」に求める氏の理解が必ずしも当を得ているとは限らない。「遊休資金」は，商業信用関係を成立させる主要因ではあるが，それが，「利子」を生成させる直接的な契機にはならないからである。詳しくは本文に譲る。

を相互に融通することで成り立つ「関係」の一断面にすぎず，「個別資本」としては，そのような助け合いの関係に対して如何なる目的性も指向性も有していないということである[14]。そうした原理的規定は，一方で他律的な機構としての「商業信用」の位置付けを正当化し，他方で「商業信用」の成立における商品経済的な動機を捉え損なわせるものとなっている。「銀行信用」との間の発生論的視座を欠く「商業信用」の理論上の無力感は，不明瞭な自己規定によるものといわざるを得ない。

このように，宇野による「商業信用」の展開は，商品経済的な論理を徹底させるものになっておらず，いわば資本家共同体の運営原理に還元してしまうという難点を抱えていることがみてとれる。この点は，「個別資本間」の「商業信用」から「銀行と産業資本家との間に行われる銀行信用」へと高次化する利子についての発生論的な理解を阻害する根因となるだけでなく[15]，「産業資本家の間に行われる商業信用」に端を発する，信用制度論における宇野自身のアプローチの意義をも甚だしく矮小化してしまう主因ともいえよう[16]。

第２節　貨幣貸借説と貨幣融通説

本節では，信用制度論における宇野の理論的意義を基に商業信用論の刷新をはかった，鈴木鴻一郎と山口重克の説に焦点を当てることにする。

鈴木［1962］は，「マルクスは銀行信用を，『信用制度の他の側面』として，支払手段としての貨幣の機能から展開された商業信用とは別個に，説きおこしている」点を取り上げ，そこでは，「すでに商業信用において，貨幣の貸借関係が資本家相互のあいだに広汎に展開しているはずであり，銀行信用はこれをさらに社会的に一般化する資本家社会的な機構にほかならない」ということを看過しているとし，その根因は，「はじめから抽象的に前提してかかっているということに由来する」と述べている（361-362頁）。みられるように，鈴木の批評は，「マルクス」の利子生み資本が「抽象的」なアプローチから「由来する」ものにすぎないと指摘しながら，「商業信用」の「展開」とそれに続く「銀

14）「商業信用はいくつかの資本が協力してこの流通資本を節約することでそれを生産資本たらしめ，形成される剰余価値量を増加するのである」（日高［1983］:219頁）としたり，「商業信用とは，基本的には，資本が流通形態であるがゆえに必然的に被らざるをえない制約を，個々の資本相互の関係のうちに解除しようとする，いわば，資本の相互扶助関係にほかならない」（岡部［1989］:58頁）としたりされるさいの，「協力」＝「相互扶助関係」とは，「共同体内部の互酬関係などの人格的関係」を意味するものではないであろう（岡部［1984］:66頁）。というのは，「資本主義社会は，私的所有の確立を前提として成立する社会であり，そこに理論的に想定されるあらゆる経済主体は，自己の利益の最大化のみに基づいて行動し，互いに対立する存在でしかない」（岡部［1990］:100頁）からである。もちろん，「あらゆる経済主体」が常に「互いに対立する」とまではいえないかもしれない。ある「経済主体」が「自己の利益」を「最大化」するために他の「経済主体」と「協力」＝「相互扶助関係」を形成することがありうるからである。しかし，その場合でさえ「自己の利益の最大化」という行動原則自体が否定されるわけではない〔他方，新田［1997］は，そうした行動原則が商品交換に限らず「経済活動一般，交換一般，人間行為一般に共通する」（48頁）ものであると力説している〕。それらはむしろ，「自己の利益の最大化」を実現させるためのものにすぎない。要するに「商業信用」を含む「資本主義社会」の諸商品交換では，「あらゆる経済主体」は「協力」＝「相互扶助関係」への目的指向性を有してはならないというより，各「経済主体」が如何なる目的指向性を有しているかは，商品交換の形態的分析レベルでは問わないということである。したがって，分析者自身がいくら「商業信用」を「個別資本間の相互扶助関係」として捉えても，それは結果的かつ事後的な意味づけにすぎないといわざるを得ないのである。

15）岡部［1984］:49頁，山口［2000］:63頁。

16）日高［1968］:75頁，大内［1978］:63頁。

行信用」の成立とを理論的に定式化しようとしている点で，宇野と同様な立場に立っているといってよい。

とはいえ，両者が必ずしも同様な論理を展開しているとは限らない。鈴木の議論では，「銀行資本または銀行」は「産業資本家および商業資本家の支払準備金が社会的に分化し，独立の資本種類として自立化して，いまや自己の金庫に保有するにいたった支払準備金を根拠に，自己を支払人とする一定金額の一覧払いの手形を発行し，これを商業手形と振替えることを専一的業務とする」ものと位置づけられており，そこから「産業資本家および商業資本家の支払準備金の銀行への預託」が「預金という形態に発展」するという展開を示しているからである（363-367 頁）。

「銀行資本または銀行」の成立における鈴木の展開は，個別資本の遊休貨幣からではなく，個別資本の与信能力に求められていることがみてとれる。すなわち，宇野が遊休資金→預金→発券といういわば預金先行説をとるのに対して，鈴木は支払準備金→発券→預金（預託）という発券先行説をとっているのである[17]。後者は，貨幣そのものに端を発する前者と異なって，「商業信用」の「展開」過程で承認される特定資本の与信能力を基に，手形割引を「専一的業務とする」機構の出現，それに続いて「預託・預金」業務への「発展」を説いているのであり，利子もまた，そうした展開を前提に理解されている。

「資本主義的生産の基礎のうえでは，貨幣の商品化とその価格としての利子は，このような商品の信用売買をとおしておこなわれる資本家相互間における貨幣の融通関係を資本家社会的に媒介する銀行信用の展開をまって，－すなわち，商業手形の銀行券への振替により，商品の信用売買をとおしておこなわれる資本家相互間の貨幣の融通関係を社会的に拡充深化し利潤率の増大と均等化を促進するという，銀行信用の展開をまって，はじめて成立するものとしなければならない」（394-395 頁）。

ここでの展開は，「商品の信用売買をとおしておこなわれる資本家相互間における貨幣の融通関係」が「銀行信用の展開をまって，はじめて」「貨幣の商品化とその価格としての利子」が「成立する」ものとなっている。「銀行」に「預金」される「産業資本」の「遊休資金」を基に「貸付」が行われるとする宇野の展開とは対照的に，「資本家相互間」の「商品の信用売買」を，与信能力を有している「銀行」が自らの「信用」で肩代わりするというものとなっているのである。

しかし，そこでは，「貨幣の融通関係」による「利子」の出現が何故「銀行信用の展開をまって，はじめて成立」しなければならないかを解明しているとは言い難い[18]。「すでに商業信用において，貨幣の貸借関係が資本家相互のあいだに広汎に展開している」と鈴木自身が述べており，また発券先行説の見地からしても，「支払準備金」→「商業信用」→「銀行信用（発券）」→「預金・預託」となっているように，「商業信用において，貨幣の貸借関係」は，「銀行信用の展開」に先行するからである。

さらに，「利潤率の増大と均等化を促進するという」規定も，「銀行信用の展開をまって，はじめて」根拠づけられるものとも言い難い。というのは，「商品の信用売買の関係をとおし

17）岡部［1989］:57 頁，日高［1968］:85-87 頁。

18）「鈴木教授自身そう考えられているようでもあるし，宇野博士も，もうすこしふくみをのこしながら，そう主張されているようでもある（旧『原論』470 頁）。しかし，商業信用を基礎に展開される銀行信用において，前者でまったく根拠づけのなかった利子が突然登場してくるという論理は，このかぎりでは十分納得的ではない。商業信用においても事実上資金の融通がおこなわれており，その利用によって利潤率が上昇することをみとめる以上，そして利潤率の上昇が利子の根拠だという以上，どうしてもそこで利子を説く必要が生じよう」（大内［1978］:43-44）。

ておこなわれる貨幣の融通関係は，資本主義的生産の基礎上では，流通資本の節約による再生産の拡大をとおして利潤率を増大しつつ均等化する資本家社会的な機構へと転化する」（357頁）からである。「これがいわゆる商業信用であるが，このような商業信用の展開とともに，再生産のための種々な貨幣準備は，同時に，商業信用にたいする支払準備金たる性格をうけとることになる」（同上）。

要するに，「再生産のための種々な貨幣準備」は，「商品の信用売買の関係をとおしておこなわれる貨幣の融通関係」を形成し，それによって個別資本は「流通資本の節約による再生産の拡大をとおして利潤率を増大」することで，「商業信用」は「資本家社会的な」存立根拠を獲得し，徐々に「銀行信用」化してゆくわけである。このように，鈴木の議論では，「商業信用」での「貨幣の融通関係」の「成立」を論じつつ，「商業信用」と「利子」との関係にまで考察が及んではいないまま，「銀行信用の展開をまって，はじめて成立するもの」と結論づけるだけで終わってしまう。それは，「商業信用」の形態についての鈴木自身の理解に起因すると思える。

鈴木によれば，「もともと，商品の信用売買の関係をそれ自体としてみれば，そこでは現実の貨幣が登場するわけではないが，貨幣は購買手段ないし価格の実現者として機能し，同時に売手と買手とのあいだに貨幣の貸借関係が成立する。すなわち，貨幣の支払約束にたいして商品を信用売りする売手は，自己の商品を貨幣として実現すると同時に，その貨幣を買手に貸付けることになるのであって，かれはその貨幣を現金として手に入れるかわりに買手にたいする債権として所有するのであり，これにたいして買手は，商品を購入すると同時に，その購入代金を売手から借受けることになるのであって，一定の支払期日には商品ではなく貨幣を返済しなければならない」が，その際に「支払手段としての貨幣は，商品の価格にたいして支払われるのではなく，貨幣債務にたいして支払われるのであり，貨幣の借受けにたいする貨幣の返済」がなされる（353-355頁）。

ここでは，「商業信用」を「個別資本間の相互扶助関係」とみなす発想は極力排除されており，「商品の信用売買の関係」が「貨幣の融通関係」として捉えられていることが分かる[19]。すなわち，「商品の信用売買」は，「売手と買手とのあいだ」の「貨幣の貸借」によって成り立つものとされるのである。これは，「貨幣の貸借」の原理を「銀行信用」レベルに絞って論じている宇野の議論と対照的であり，「商業信用」に潜んでいる商品経済的な動機を浮き彫りにする試みとみることができる。

しかし，「そこでは現実の貨幣が登場するわけではない」にもかかわらず，何故「売手と買手とのあいだに貨幣の貸借関係が成立する」のかをはっきりさせないまま，「商品」の「売り」と「貨幣」の「貸付」とが「売手」によって「同時に」行われるのに対して，「買手」は，「商品」の「購入」と「貨幣の借受け」とが「同時に」なされると言明するにとどまっている。それゆえ，そこでの「貨幣債務」は，事実上「商品の価格」と同額になってしまい，量的には区別できないだけでなく，「支払期日」という時間規定の長さからも影響されないという点で「商品の価格」と質的に区別できないものとなっているのである。

このような「貨幣債務」と「商品の価格」との同量性かつ同質性は，一度「購買手段ないし価格の実現者として機能」した「貨幣」が，再び「買手に貸付け」られ，それが「支払手段としての貨幣」，つまり「貨幣の借受けにたいする貨幣」として登場するというような「購買」と「貸付」との二段構えの展開と決して無縁ではないと思える[20]。いずれにせよ，「商業信用」

19）大内［1978］:39-45頁・73-75頁。

20）これに対して日高［1966］は，「商品の価格の実現が，第一の行為〔商品譲渡および貨幣貸借：引用者〕によっておこなわれた」（66頁）点を鈴木説〔氏によれば「貨幣説」〕の問題として取

についての鈴木の理解には，第一に，「商業信用」に「貨幣の貸借関係」を導入しているとはいえ，「利子」の生成の解明が皆無であり，第二に，「売買」と「貸借」とが単に機械的に二分されているだけで，それらがいかにして「商業信用」の形態を根拠づけられるのかは明確にされていない，という限界を露呈しているといわざるを得ない。

他方，両者（宇野・鈴木）の利子論の不整合性を指摘し，商業信用と利子との関係を解明したのは山口重克であった。山口［2000］は，「宇野の説明では　……　商業信用は個別資本間の相互扶助関係ないし遊休資金の相互融通関係であるというようないい方によって，商業信用が売り手から買い手に対する事実上の貨幣の融通関係であることが明確に取り出されえない構造になっているのである」（iii頁）と指摘して，「商業信用」における従来の難点を解明しようとしている。

「実際またこの商業信用の関係には，すでにみたように実質的に遊休貨幣の事実上の融通関係であると考えられる面があった。B→A→Cの商業信用関係において，B，Aが流通資本を節約するなり，生産を拡張するなりする関係は，事実上Cにおける準備としての貨幣資本を超える，いわば過剰準備としての遊休貨幣資本の一時的な自由処分可能性の流用関係とみることができるからである。その意味でまたCは，いわばAとBの結合体に対立してその関係全体に貨幣を融通している形になっており，遊休貨幣資本にその融通の直接的な基礎をおくものではあるにせよ，のちにみる銀行と近似した面をもっているのである」（山口［1984］:62頁）。

ここでは「商業信用関係」における「銀行と近似した面」が取り上げられているように，山口の論点は基本的に，「相互扶助関係」ではなく，鈴木の論点と同様に「融通関係」の見地に基づき個別資本における商品経済的な動機を浮き彫りにしようとしていることがみてとれる。すなわち，一方は「流通資本を節約する」ことになり，他方は「過剰準備」を免れることで，両方は「実質的に遊休貨幣の事実上の融通関係」を結ぶことになるのである。

しかしながら，「事実上の融通関係」は，「いわば過剰準備としての遊休貨幣資本の一時的な自由処分可能性の流用関係」だけを意味するものとはいえない。詳しくは後述するが，第一に，実際そこで「融通」の対象となるのは「遊休貨幣資本」ではなく販売･購買代金だからであり，第二に，「融通関係」において「一時的」と「自由処分」とは両立しない概念だからである。いずれにせよ，山口の議論では，「遊休貨幣の事実上の融通関係」は，「貨幣の融通」を行う「銀行と近似した面をもっている」としても，「銀行」と「個別資本」との間でなされる貨幣貸付を意味するわけではないという点が強調される。すなわち，

「商品は『観念的に実現』されたにすぎないとはいっても，事実上販売されてしまったのであり，販売代金の支払が一定期間繰り延べられているのであって，いわば販売代金の貸付が行なわれているわけである。そのかぎりでは，商品か貨幣かということであれば，貨幣の貸付であるともいいうるが，いずれにせよ要点は，貨幣

り上げながら，「商品にとっての『命がけの飛躍』の最終的完成は，現金が返済されたときか，あるいは，裏書譲渡した手形が不渡りでないことが確認されたときに求めなければならないであろう」（71頁）と指摘している。しかし他方で，清水［2006］が，「不確実な現金貨幣による支払い，つまり『商業信用の全過程』の結了を待たずとも，譲渡されている商品と商業手形との関係のみを『抽出』することが可能だ」とし，「『商業信用の全過程』の結了を待っていわば事後的な反省規定として与えられた商業手形の貨幣性の方こそ，いかなる理論的な意義を主張しうるものか，余程疑わしいというべきであろう」との見解を示しているように（103頁），日高の批判はあくまでも，「貨幣」＝「現金貨幣」という「規定」に立脚しているものということが分かる。ともあれ，そうした「規定」自体を批判的に読み直さない限り，日高のような異議申し立ては避け難いといわざるを得ない。

そのものが直接貸付けられるのではなく，事実上融通されている関係があるという点にある」（63 頁）。

ここでの「要点」は，「商業信用」が「商品」の「貸付」でも「貨幣」の「貸付」でもない点，つまり「貨幣そのものが直接貸付けられ」なく，「いわば販売代金の貸付が行われている」形で「事実上融通されている関係」を形成するということである。このようにみると，山口の商業信用論は，鈴木と同様なもののようにみえなくもない。というのは，「事実上の融通関係」では，「販売代金の貸付が行われている」点で，「購入代金を売手から借受ける」とする鈴木説の「貨幣の貸借関係」と類似している側面を帯びているからである。だが，山口の議論には，それとは相容れない論点が含まれているように思われる[21]。

山口［2000］は，自説における日高［1966］の批判に対して次のように反駁している。「私としては貨幣融通が商品売買から外化・独立していない点に注目して，商業信用は貨幣そのものが直接に貸付けられる関係とは区別すべきであることを述べたつもりである」（7 頁）。「販売と貸付とが同時に，合体して行なわれているとみるとしても，たとえば販売代金の貸付約定付きで販売が行なわれたとみなすこともできる。つまり販売と貸付は契約で連結された非独立的行為であるとみなすこともできるのであって，その場合には，販売と貸付を同時的行為と捉えていても，この考え方は販売の困難を無視しているどころか，両者の連結によって商品の販売を確保し，流通期間という難問を回避しようとする行為であると捉えていることにもなろう」（20-21 頁）。

21）「両氏〔日高・大内：引用者〕が批評に際してその対象として念頭においていると思われる貨幣貸付説と拙論とでは，同じく貨幣貸付説と呼ぶにしても必ずしも同じものではないのであって，その意味で拙論にたいする批評は適切でない点があるように思われる」（山口［2000］:7 頁）。

みられるように山口は，「商業信用」では「貨幣そのものが直接に貸付けられる」わけではなく，「販売代金の貸付約定付きで販売が行なわれた」のであり，その際「販売と貸付は契約で連結された非独立的行為」＝「同時的行為」になると述べている。すなわち，「商業信用」では「販売」と「貸付」とが機械的に二分されて行なわれるとされる鈴木の二段構えの展開と異なり，山口は「販売と貸付」が共時的に行われるという意味での「貨幣融通」を展開しているのである。「貨幣融通」はまさに，「販売と貸付」の共時性に起因するものに他ならない。

もっとも，「商業信用」における「販売と貸付」の共時性は，「貨幣そのもの」を「直接に貸付」する方式を「商品売買」の展開過程の中に取り入れることから生ずるものであり，「貸付」から「融通」への入れ替えを裏付けるものとなっている。それゆえ，「貨幣融通」は，「売手と買手とのあいだ」の「貨幣の貸借」を展開している鈴木説とは相異なる規定であり，「貸付」の非可視化を根拠づける概念でもあるのである。

ところで，前節で検討したように，「貸付」には，「貨幣」を「一定期間の使用」できる権利そのものが「商品となる」という意味で，「商品売買」の原理を含んでいる。それゆえ，その権利（商品）に支払われる代価を概念的に規定しなければならないということが当面の課題となってくる。これに関して山口［2000］は，大内［1978］説を批判的に検討し，次のように結論づけている。

「商業信用における利子は，地代の存在を前提して外的に根拠を与えられるものとして説かれるべきではなく，商品の信用売買関係の中で形成されるものとして説かれるべきであり，貨幣の事実上の融通にともなう与信資本にとっての利得は信用価格の中にいわば埋没して存在していると捉えられるべきである。商業信用にも事実上の貨幣融通関係とそれにともなう事実上の利子は存在すると解読することはできるのであるが，利子という概念は一般には貨幣融通が

貨幣貸付として外化しているところで用いられてきたし，またそのように限定して用いることに一定の意味があると考えられるので，商業信用では貨幣融通が貨幣貸付として外化していない限りでは，そこには固有の利子は存在していないというべきであろう」（84 頁，75 頁）。

ここでは，鈴木説では皆無であった「利子という概念」を「商品の信用売買関係」からすくい上げていることがみてとれる。すなわち，「商業信用における利子」は，「商品の信用売買関係の中で形成される」が，「貨幣」の形で直ちに「外化」されるのではなく，「信用価格の中にいわば埋没して存在している」ものなのである。但し，それ自体は「固有の利子」とは言い難く，「与信資本にとっての利得」として，「事実上の利子」に他ならない。もちろん，こうした「区別」は，次節で検討するように，貨幣貸借における従来の概念規定に則るものであるが，それはともかく，山口の展開は，鈴木説が抱えていた二つの難点を払拭し，「商業信用」を「事実上」資本主義的「利子」を生成する機構として位置づけることに成功しているといえよう。

以上の検討を踏まえれば，山口説を鈴木説と同様なものと取り扱うのは妥当ではないといわざるを得ない。両説は，「商業信用」を「貨幣の貸借」に即して規定するか，それとも「貨幣融通」に即して規定するかだけでなく，「利子」の生成においても相異なる規定を与えているからであり，その意味では，鈴木の商業信用論を貨幣貸借説に，山口の商業信用論を貨幣融通説に分類したほうが適切ではないかと思われる。

第 3 節　商業信用，貨幣貸借，そして利子

本節では，山口の商業信用＝貨幣融通説の論点から一歩踏み込んで，貨幣貸借から利子が自立する過程を小幡の議論に沿って検討し，商業信用の内なる貸借関係を論ずることで，利子の生成を発生論的に根拠づけることにする。

いま，資本（A）は，現在 100 万円の相場を形成している資本（B）の商品を，原料として信用買いで仕入れようとしているとしよう。仮に資本（B）が流通資本の余裕があるならば，無理に販売を急ぐより，現在の相場より高い価格で売ることで，追加利益を上げることを求めると考えられる[22]。資本（B）は，信用売りで追加利益が実現できると判断すれば，資本（A）の要請を受諾するであろう。その場合，資本（A）は，一定期間後に約定金額を支払うという約束の上で，資本（B）から 100 万円相当の原料を仕入れることができるようになる[23]。

22）山口［1985］によれば，「商業信用が成立するための第一の条件は，信用の与え手が産業資本の場合は，信用を与えている期間中の生産過程を一定の規模に維持するために必要な貨幣資本が与信資本の手もとに十分準備されており，信用で販売する商品を仮に現金貨幣にたいして販売するとすれば，その販売代金の分は過剰遊休化するという事情があることである」（222 頁，山口［1984］:107 頁）。しかし，「商業信用」の「成立」において「貨幣資本」の「十分」な「準備」と「販売代金の分」の「過剰遊休化」の回避とを同格の「条件」として並置してよいであろうか。確かに「信用の与え手」が現時点で「現金貨幣」への需要に迫っているならば，商業信用は進め難い。他方で，「信用の与え手」がいくら「販売代金の分」の「過剰遊休化」を回避しようとしていても，相手の将来の支払能力を信認できなければ，「商業信用」は「成立」しかねる。結果的に後者のような「事情」は，前者のように「商業信用が成立するための」基本前提というより，「与信」を行う一つの動機であり，それゆえ，両方の「事情」を同次元に並べるのは無理があると思える。

23）たとえば，日高［1983］によれば，「綿花業者はその商品を貨幣でならすぐには売りにくいからこそ，商業手形で売る」（219 頁）。氏の論点を否定するつもりはないが，「商業手形」は，氏の述べるように「貨幣でならすぐには売りにくいから」致し方なく選択されるものとしてよいかは，検討の余地がある。「綿花業者」自身がいくら「貨幣でならすぐには売りにくい」とみていても，貨幣の余裕があるし，それに対して逼迫していない（需要をもたない）状態にあり，なお買い手の支払能力を信認できないと判断すれ

但し，原料の仕入れは，100万円に相当する資本（A）の購買力によるものであり，またそれは，資本（A）の将来の支払能力に対する資本（B）の信認の上で承認されたものである。もちろん，その過程は，実際の貨幣そのものが貸されるわけではなく，擬制的なものとして展開される。その意味で，資本（A）・（B）の関係は，商業信用＝貨幣貸借説で打ち出された「貨幣の貸借関係」とは似て非なる，いわば信用創造の側面を帯びているといえる[24]。したがって，ここでは資本（A）は，購買代金100万円を，「売手から借受ける」わけではなく，それに相当する購買力を擬制的に先取りするのであって，それによって負うことになる債務もまた，「貨幣の借受けにたいする貨幣の返済」として清算されるものではないとしなければならない[25]。

他方，資本（B）は，資本（A）の購買力の擬制的な先取りを承認するにあたって，現金売りならすぐに得られるはずであった，販売代金100万円の代わりに債権を保有することで，現金100万円を運用して得られるはずであった便益をも一定期間留保しなければならなくなる。さらに，そこには，100万円の債務が履行されないリスク（手形不渡りや貸し倒れなど）もつきまとっている。もちろん，資本（B）は，単に支払期日を待ち構えたり，債務不履行のリスクを甘受したりするわけではない。そこには，それらに相応する何かを商品経済的な方式で補おうとする動機が働くと考えられる。

このように，資本（B）は，信用売りを通じて高い価格で販売しようとする動機と，債務不履行の発生リスクを最小化しようとする動機とをもって資本（A）との信用売買を展開するが，だからといって，資本（B）が信用価格を一方的に確定できるわけではない。契約の内容（約定価格・支払期限）は，売手または買手が一方的に決めるものではなく，そこには，商品売買における両者間の交渉および駆け引きの余地が入り込む。それは，定型の様式をもってなされるのではなく，両者間で経営上の諸事情を鑑みながら行われる。交渉の結果，3ヶ月の支払期限と105万円の約定価格との契約が提携されれば，資本（B）は，一旦5万円の追加利益を確保することになる。現金価格には，いわばプレミアム（割増金）が付け加えられ，信用価格を形成するのである[26]。

ば，「商業手形で」売らずに現金買いを行う買い手を待ち構えることも当然ありうると考えられる。しかも，将来の「綿花」価格の下落を見越していたり，出来るうる限り貨幣の過剰準備を回避しようとしたりするならば，とくに「貨幣でならすぐには売りにくい」かどうかに関係なく，「商業手形で売る」であろう。とすれば，「貨幣でならすぐには売りにくい」というものは，「綿花業者」にとっての考量可能な一つの選択肢にすぎず，それ自体が信用売りに乗り出す決定的な契機になるとは限らないといわなければならない。

24）山口［1984］:44-47頁。

25）マルクスは，「この場合に貸されるものは，けっして遊休資本ではなく，その所有者の手のなかでその形態を変えなければならない資本であり，その所有者にとっては単なる商品資本であるという形態で存在する資本，すなわち，再転化させられなければならない資本，しかも少なくともまず貨幣に転換されなければならない資本である」（Marx［1894］S.499）と述べている。しかし，この叙述は，商業信用では「商品」が「貸される」としながら，その支払は，「貨幣」をもってなされるというような，信用取引のルールと正面に背馳するものになっている（岡部［1984］:55頁）。商業信用における債権債務関係は，商品売買による販売・購買代金，つまり「貨幣額」（伊藤［1989］:170頁）を基準に結ばれたものであって，「商品」そのものを貸したり，借りたりしているわけではない。

26）信用価格の形成において「他の事情が等しいとすれば，一般に信用度が高い相手には信用価格と現金価格の差が小さく，信用度の低い相手にはこの差が大きくなるような競争が行なわれるであろう」（竹内［1996］:186頁）というように，個別資本の「信用度」による偏差が生じる一方，「社会的需要が供給にくらべすみやかに増加しつつある商品の信用価格は，近い将来における市場価格の上昇の見込みを反映して，現金価格にくらべてより高く設定されるであろう。逆の場

そうしたプレミアム（割増金）5万円は，山口のいう「事実上の利子」に他ならない[27]。というのは，「商業信用で」の「利子」は，「与信資本にとっての利得」として105万円の「信用価格の中にいわば埋没して存在している」ものだからである。その意味で，そこには「利子」は「存在していない」と結論づけられる。いわば見做し「利子」である。しかし，「販売と貸付」の共時性からすれば，「与信資本にとっての利得」は，もとより「貨幣の事実上の融通にともなう」ものに他ならず，結果的に「利得」という包括的な概念をもって規定づけるのでは，「商業信用」における「貨幣融通」の側面を矮小化してしまうのではないだろうか[28]。

山口自身も述べているように，「与信資本にとっての利得」の源泉が「商業信用」の「貨幣融通」に求められる以上，それは，プレミアム（割増金）でも見做し「利子」でもなく，「利子」と捉えるべきであろう。つまり，「貨幣融通関係」から「固有の利子」が浮き彫りにされないからといって，それが直ちに「存在していない」と論定するわけには行かないということである。突き詰めるべきは，「利子」の不在ではなく，むしろ「利子」が「存在していない」かのように映る現象が何故生ずるのかという点であろう。

いずれにせよ，「利子という概念は一般には貨幣融通が貨幣貸付として外化しているところで用いられてきたし，またそのように限定して用いることに一定の意味がある」との山口の理解は，次のような小幡［2013］の言明でも窺える。「信用売買の交渉過程の内部で提示される信用価格と現金価格との間に，ある程度のひらきが伏在していたことをふまえてみれば，それを基礎にして貨幣貸付関係はそれを外化させるものとして，…… 観念的な価格差が，いわば現金価格相当を貸付けて信用価格相当を返済させる関係に転化され，利子として自立化すると見なせる」（205頁）。

確かに，山口が「信用価格の中にいわば埋没して存在している」ものを見做し「利子」と捉えているのに対して，小幡は「信用売買の交渉過程」から生ずる「信用価格と現金価格との間」の「価格差」を「利子」と捉えてはいない。小幡［2009］にとっては，「信用売買」と「貨幣貸付」とはむしろ相互に「競合する立場にたつ」（75頁）ものとされている。とはいえ，両者は，「信用売買」からは「利得」が，「貨幣貸付」からは「利子」が各々生み出されるとの理解を共

合は信用価格と現金価格との差額が縮小されるにちがいない」（伊藤［1989］:170頁）というように，「商品」の「市場価格」の相場による偏差が生じる。但し，そこには「また融通を行なうことが可能な資本間の融通競争もあると考えられるから，利得についての個別的な要求がそのまま実現されうる保証もないであろう」（山口［2000］:73頁）。

27）岡部［1989］:60頁。

28）岡部［1990］は，「商業信用では，与信資本の遊休貨幣資本の負担に基づき受信資本がより多くの利潤を取得するという関係において，事実上の資金の融通関係が形成され，その融通の代価を支払うものとして，現金価格を上回る信用価格が形成された」（89頁）とし，そこでの「事実上の資金の融通関係」は，「商品売買を基礎とした『間接的』なもの」（同上）と捉えられている。確かに，「与信資本の遊休貨幣資本」を「融通」の根拠とすれば，そうした「関係」は「『間接的』な」性格を帯びるようになる。とはいえ，それが「融通」そのものの間接性を意味するとは限らない。「融通」の成立が「売買」の展開と一体化していると受け止めれば，「資金の融通」の直接性はむしろ，非可視化されていると捉えなければならないからである。それは，「事実上」という語彙の意味を，「はじめは資金の貸借をともなわないようにみえるものが，事後的にさかのぼって，実は資金の貸借があったのだ」（日高［1966］:104頁）というように読み取るか，もしくは本文の山口の叙述のように実際に「商業信用では貨幣融通」がなされるが，「貨幣貸付として外化していない」というように読み取るか，というような問題につながる。詳しくは本文に譲るが，本節では，さしあたり後者の見地を批判的に受け止めながら「商業信用」の形態的理解を深める。

有しているといえる。それは，「信用売買」では「利子」が「存在していない」が，「貨幣貸付」では「利子」が「外化」＝「自立」されるということによっている。

だが，「信用売買」では「信用価格と現金価格との間」の「価格差」，つまり「現金価格」に付け加わるプレミアム（割増金）があるだけで，「利子」は「存在」せず，たとえ在っても，それは「事実上の利子」にすぎず，「固有の利子」とは似て非なるものというような理解は，「商業信用」における「販売と貸付」の共時性と両立しえないもののように思える。というのは，個別資本同士の「信用売買」＝「商業信用」には，「外化・自立」されていない形で，「貨幣貸付関係」が成り立っていて，そこから「利子」を支払う「関係」が成立しているからである。その意味では「商業信用」の内なる「貨幣貸付関係」の理解は，「利子」の「存在」を「解読する」だけでなく，「信用売買」を「利得」と，「貨幣貸付」を「利子」と結びつける，従来の規定を見直す手がかりになりうるといってよいであろう。

いま，経済主体（A）は，経済主体（B）から100万円を借りる貨幣貸借契約を締結しようとしてみよう[29]。そこでは，借手（A）が1年後に元本100万円と，5%の賃料に課される利子5万円とを貸手（B）に支払うということを契約の条件としている。この過程で借手(A)は，貸手（B）から借りた100万円を一時的に占有しつつ，それを単に所持するのではなく，何らかのことに使用することで，そこから何らかの利益を創出しようとすることができるのであって，借金100万円の占有および使用に対するある種の対価として5万円の利子を支払う義務を負うことになる[30]。

このように，貸借契約では「売買の直接の対象とされるのは，そうした具体的な効果ではなく，あくまで一定期間，特定の対象を利用できるという定量性を具えた権利である。売買される商品体は，厳密にいえば，『用益』ではなく『用益権』なのである。用益の大きさは量れないが，用益権ならこの1ヘクタールの土地を1年間利用する権利というかたちで明確に限定できる。商品売買には，商品体の確定が絶対条件となるのであり，外形的な定量性をもつことで，貨幣で賃料を支払い一定期間借りて利用する関係が，同時に用益権の売買として商品売買の世界に翻訳可能となるのである」（小幡［2014］:143頁）。

ここでの「用益権」とは，「貨幣」100万円に対する一時的な占有・使用の「権利」のことであり，「貨幣貸付」は，「用益権」を「商品体」として「売買」する「商品売買」である。すなわち，「貨幣貸付」では，「貨幣」の「用益権」をめぐって借手（A）を買手，貸手（B）を売手とする「関係」が成り立つ。それゆえ，借手（A）が貸手（B）に支払う「賃料」は，ある種の「権利」の買入価格として，「貨幣」100万円の「用益」を商品経済的に確定づけるものとみることができる。

結果的に「貨幣の貸借は，いかなる意味でも貨幣そのものの売買ではない。貨幣は貸されるのであり，それによって一定期間の用益権が売買されるのである。この貨幣の用益権を『資金』とよぶとすれば，《貨幣は貸され，資金が売られる》ということになり，貨幣の賃料が資金の

29）宇野［1974a］:186-205頁。

30）古結［1979］は，「ヘーゲル」にならって「占有，使用および処分」を「所有の三契機として」取り上げている（2-4頁，傍点は原著者）。但し，留意すべきは，これらの「契機」は決して同格のものではないということである。たといある対象を「占有，使用」していても「処分」しかねるならば，それを「所有」したことにはならず，またその逆も同様である。このように，「所有の三契機」の中で「処分」だけは，決定的な最終的な権利であるのであって，「占有，使用」と厳格な区別が要請されなければならない。「特殊の処分権と普遍の処分権」については，古結［1979］:6-12頁，松井［1990］:38頁，松井［1991］:63-65頁を参照。

価格であるということでひとまず決着がつく」（同上）。《貨幣は貸され，資金が売られる》は，「貨幣の貸借」が，100万円の「貨幣」が「貸される」事と，「貨幣」の「一定期間の用益権が売買される」事とが同時になされる契約であるということを意味する。

ところで，《貨幣は貸され，資金が売られる》は，厳密にいえば，〈資金は売られ，貨幣は貸される〉を意味すると解さなければならない。というのは，貸手（B）・借手（A）が「貨幣」の「一定期間の用益権」を販売・購買することで，貸手（B）の「貨幣」が「一定期間」借手（A）に「貸される」のであって，その逆ではないからである。すなわち，〈資金は売られる〉は，〈貨幣は貸される〉を可能にし，〈貨幣は貸される〉は〈資金は売られる〉を所与とする。「利子」がはじめから「資金の価格」として確定されるのは，そのためである。

但し，「利子」は，単純に「貨幣」の「用益権」の使用価値を「用益」期間に換算した，「権利」の「価格」ではない。「用益権」自体は，「貨幣」が「貸される」ことなしに行使しえないものであり，それゆえ，「用益」期間以外の期間に対する「権利」は一切認められない。こうした「貨幣」の「一定期間の用益権」の「売買」は，「貨幣」の返済を所与とするものなのである。そこから，貸手（B）としては，借手（A）の返済能力（貸金の回収可能性）を把握しておこうとする動機が働くと考えられる。貸手（B）は，借手（A）に対する情報を事前に把握しておくことで，「資金の価格」の確定にあたって自らの交渉力を高められるといってよい。

もちろん，「資金の価格」を引き上げたからといって，その分借手（A）の返済能力（貸金の回収可能性）が高まるわけではない。だが，売手が自分の商品をできるだけ高く売ろうとする行為は，できるだけ安く買おうとする買手のそれと同様に，市場一般の行動原則をなすのであり，それゆえ，借手（A）に対する貸手（B）の信認の程度は，「資金の価格」の水準に影響するだけでなく，場合によっては値上げの当為を提供する。需給によって騰落を繰り返す相場などの外的要因をさしあたり論外におけば，「利子」は，借手に対する貸手の信認の程度を反映している，「貨幣」の「一定期間の用益権」に支払われる「価格」と定義することができる。いいかえれば，「資金の価格」は，信認の程度を数値化することによって確定づけられるものなのである。

では，資本同士の「信用売買」＝「商業信用」の場合はどうだろうか。確かに，ここでは，資本（A）と資本（B）とが文字通り「貨幣の貸借」を進めているわけではない。ここには，単に支払約束による商品譲渡が行われるだけである。しかし，支払約束は，資本（A）の返済能力（貸金の回収可能性）を根拠に締結されるものであり，それに対する資本（B）の信認がなければそもそも不可能なことある。それゆえ，単に資本（A）が後払いの申し出をしたからといって，支払約束がその場で締結されるわけではない。資本（A）は，資本（B）に向けて自身の返済能力（貸金の回収可能性）を証明しなければならない。資本（A）が資本（B）から返済能力を信認されると，資本（A）は，資本（B）に所定の金額を支払い，支払約束を商品経済的に確定することで，資本（B）から100万円に相当する購買力を獲得するようになる。こうして，資本（A）と資本（B）との間には，貸借関係（貸手対借手）が成り立つということになる。

このようにみると，商品譲渡は，支払約束の締結，つまり貸借関係の成立による購買力の承認を所与の前提として行われるものと考えられる。すなわち，「商業信用」でも，「いわば現金価格相当（の購買力）を貸付けて信用価格相当（の現金）を返済させる関係」が成り立つのである。ここでは「貨幣」が，「現金」の形ではなく，「現金価格相当」の購買力の形で「貸付」られる所以は，資本（B）が資本（A）にとっての売手であると同時に貸手でもあるからである。結果的に，資本（A）にとっては，資本（C）

から借りた「貨幣」をもって資本（B）から原料を仕入れるなどの展開はもとより不要となり，無益なこととなる。資本（A）は直接，資本（B）から返済能力を信認され，「現金価格相当」の購買力を承認されさえすれば良いということになる。「貨幣」なき貨幣貸借といってよいかもしれない。

ともあれ，資本（A）としては，二段構えの展開を進めて原料を仕入れるべき所以はなくなり，承認済みの購買力（100 万円）をそのまま保有する必要も同時になくなるということになる。すなわち，資本（A）は，資本（B）から「現金価格相当」の購買力を独占的に占有・使用できる「権利」を取得するのであるが，そのことから直ちに原料（100 万円）を仕入れる形で承認済みの購買力（100 万円）の「用益権」を行使することになる。支払約束の締結時に確定した，購買力の「用益」の約定期限が尽きると，資本（A）は，資本（B）から購買力の形で承認された 100 万円をその「賃料」とともに返済しなければならない。

こうした理解から，「信用価格と現金価格との間」の差額部分を「利得」と捉える規定の不十分さを窺い知ることができよう。というのは，「利得」とはもとより，「商品売買」の展開（商品の価格をめぐる売手と買手との間の交渉）から発生するプレミアム（割増金）を意味するだけで，支払約束の締結＝貸借関係の成立によって確定される「利子」を理論的に受容しているとはいえないからである。そこでは，「利子」は「存在していない」ものとされるか，もしくは「固有の利子」とは似て非なる「事実上の利子」，つまり見做し「利子」とされるかだけである。

しかし，本節で検討したように，「利子」の生成において「貨幣」が「現金」でなければならない必要はない。購買力であっても，形態的には「現金」と同格・同位に並ぶものであり，それゆえ，その「用益権」の「売買」においても，「利子」が「資金の価格」として確定されるからである。「貨幣融通が貨幣貸付として外化している」かどうか，または「貨幣」が「現金」なのかどうかは，「利子」の概念規定に直結する問題ではないのである[31]。「固有の利子」であれ「事実上の利子」であれ，いずれも「資金の価格」にカテゴライズされる「利子」の個別態であり，どちらか一方だけが「利子」であるという関係ではない。

こうして，現時点で貸手の手元にある「現金」を直接貸し借りする関係だけを想定して「利子」を根拠づける，従来の狭義の概念規定は，「利子」自体が支払約束の締結＝貸借関係の成立から生成されるある種の「関係概念」であるということを看過するものといわざるを得ないのである[32]。

31）日高［1966］によれば，「資金を貸したことになるかどうかは，現金で売るばあいの販売期間と，手形をかかえていなければならない期間の，どちらがヨリ長いかによって区別される」（102 頁）。ここでは「資金」の貸付関係は，「現金」売りの「期間」と「現金」が支払われる「期間」との対比によってみえてくるような事後的なものである点，それゆえ，その存在もまた曖昧にならざるを得ない点を取り上げている。ところが，それは，商業信用を商品売買関係だけで捉えていることからくるものといってよい。「資金」の貸付関係が事後的なもののようにみえるのは，それ自体が，商品売買関係に包摂されているからであり，擬制的に先取りした購買力を，売り手の商品を仕入れる方式で行使しているからである。商品売買関係だけで「資金を貸したことになるかどうか」を論定するのでは，一面的な議論になりかねない。

32）清水［2006］：第 2 章では，「商業信用論」における「実質貸借説」は「現金貨幣こそが『貨幣』であるという，狭義の貨幣概念」にとらわれているという点を指摘し，「貸し借りなき『売買』という原理」に徹する上で，「商業信用」を「『資金』なる商品の売買関係」として定立している。とはいえ，「実質貸借説」の欠陥とされる「狭義の貨幣概念」は単に「実質貸借説」に限らず，たとえば「手形金額への支払いも元金の返済というよりも，やはり代金の支払いと見る方が無理はないであろう」（中村［2009］:73 頁）といった「商品売買説」的見解そのものからもみてと

おわりに

本稿の考察から，信用売買は，貨幣貸借の形式を借用して展開する商品売買の一種であり，利子は，資金の売買過程で形成された，貸借関係から生まれるものであると結論づけられる。現金価格に付け加わる信用売買の利子は，貨幣貸付のそれと同格に並べられるものであり，いずれも資金の価格の個別態に他ならないのである。したがって，利子の発生論的根拠は，資金売買による支払約束の締結＝貸借関係の成立にこそあるということができる[33]。こうした理解に基づくと，「信用売買＝商品（W’）を後払いで買う方式」との等式は成立しえなくなる。それは何故か。

従来の支払手段論は，信用売買を，W-G…G-W’〔売ってから買う〕の展開を先取りするもの，つまりG-W’…W-G〔買ってから売る〕の展開として規定してきた[34]。そこでは，購買代金の支払時点の変更（商品譲渡時点→支払約定時点）によって〔売ることなしに買える〕展開が成り立つとみなされるきらいがある。いわば購買代金の一時的な支払猶予である。しかし，商品譲渡から支払約定までの期間は，商品譲渡時点で売手に支払われるはずであった購買代金が遅延している状態を意味するわけではない。なぜなら，買手は，売手から承認された購買力（100万円）をもって，原料（100万円）を仕入れることで，購買代金（100万円）の支払をも完了しているからである。ここで，未完なのは，購買代金（100万円）の支払ではなく，購買力（100万円）の返済である。要するに，信用売買では購買力（100万円）自体が，支払約束と返済との対象になるということである。

このように，〔売ることなしに買える〕のは，購買代金の後払いに対する一方の申し出と他方の受諾とによってではなく，売ることなしには獲得しえない購買力を一方が他方から承認されたからであるとみなければならない。そのように捉えれば，「信用売買＝商品（W’）を後払いで買う方式」としてきた，従来の規定は，再考の余地があると思われる。このことは，信用売買の展開過程で登場する信用貨幣もまた，貸借関係の成立を前提に理解されなければならないということになるが，そこには，貨幣論的見地を含むより包括的な考察が必要であろう。これについては，別の機会に譲りたい。

れる。ともあれ，「貸借」は「売買」への翻訳が可能であることを受け止めれば，「商業信用」の内部に通底している「『貸借』という原理」を捨象するのは容易ではない。氏自身も述べているように，そこには「現時点で存在しない何ものかを前もって貸借する」関係が成立可能だからである。たとい「貸借」を「『売買』という原理」，つまり「将来貨幣」の「用益権の売買」に基づき「貨幣預託」に換言しても，「商業信用」から「『貸借』という原理」を払拭しきれないのは，そのためである。

33）大内［1978］は，「商業信用関係をこのように単純に貨幣の貸付に還元してしまうことは，じつはひとつの擬制にすぎないし，またその擬制によって本質的な点を見失う危険性を孕むものといわなければならない。それが擬制であるにとは明かであろう」とし，「このような擬制的理解がことの本質を見失わせるというのは，そう理解すれば商業信用の関係が同時に商品流通の連関をあらわしており，したがって手形は，一面では債務証書でありながら，一面では信用貨幣でもあるという側面が軽視されるにとになるからである」（74-75頁）と述べる。しかし，「商業信用関係」は，「商品流通」が「貨幣の貸付」の方式を借用してはじめて成り立つものであって，「単純に貨幣の貸付に還元してしまう」ものではない。こうした共時性は，結果的に「擬制的」な「貨幣の貸付」として現われるのである。「商業信用」の内なる「貨幣の貸付」は，むしろ「手形」が「一面では債務証書でありながら，一面では信用貨幣でもあるという側面」を明瞭にするものといってよい。

34）小幡［2014］:141-142頁。

参考文献

青木孝平［2001］「分析派マルクス主義の批判的検討－宇野原理論の社会哲学的再構成に向けて」九州大学『經濟學研究』第68巻第2・3号。

――――［2005］「コミュニタリアニズムとしての宇野経済学」『季刊 経済理論』第 41 巻第 4 号。
――――［2009］「コミュニズムとコミュニタリアニズム」千葉大学『公共研究』第 5 巻第 4 号。
伊藤誠［1989］『資本主義経済の理論』岩波書店。
宇野弘蔵編［1959］『現代経済学演習講座　改版経済原論』青林書院新社。
――――［1964/2016］『経済原論』岩波書店。
――――編［1968］『資本論研究Ⅴ 利子・地代』筑摩書房。
――――［1973］「経済原論Ⅰ」『宇野弘蔵著作集（1）』岩波書店。
――――［1974a］「マルクス経済学原理論の研究」『宇野弘蔵著作集（4）』岩波書店。
――――［1974b］「経済学方法論」『宇野弘蔵著作集（9）』岩波書店。
――――［2015］『資本論に学ぶ』筑摩書房。
大内力［1978］『信用と銀行資本』東京大学出版会。
岡部洋實［1984］「利子の根拠－商業信用における利子をめぐって」伊藤誠・桜井毅・山口重克編『利子論の新展開』社会評論社。
――――［1989］「銀行信用の展開と預金・発券（1）」北海道大学『經濟學研究』第 38 巻第 4 号。
――――［1990］「銀行信用の展開と預金・発券（2）」北海道大学『經濟學研究』第 39 巻第 4 号。
――――［1994］「原理論における株式会社論の可能性」北海道大学『經濟學研究』第 43 巻第 4 号。
――――［1996］「貨幣『制度』生成の論理」河村哲二編『制度と組織の経済学』日本評論社。
――――［2006a］「貨幣と認識－労働の同質性をめぐって」SGCIME 編『現代マルクス経済学のフロンティア』（マルクス経済学の現代的課題：第Ⅱ集　現代資本主義の変容と経済学，第 3 巻）御茶の水書房。
――――［2006b］「『資本の商品化』論に関する批判的一考察」北海道大学『經濟學研究』第 56 巻第 2 号。
小幡道昭［2009］『経済原論－基礎と演習』東京大学出版会。
――――［2013］『価値論批判』弘文堂。
――――［2014］『労働市場と景気循環－恐慌論批判』東京大学出版会。
木村一郎［1976］「利子」大内秀明・桜井毅・山口重克編『資本論研究入門』東京大学出版会。
古結昭和［1976］「信用理論の基本規定（序説）－信用貨幣と利子生み資本」高知大学『海南経済学』第 4 号。
――――［1979］「利子生み資本の概念について－通説に欠落せる一論点」高知大学『高知論叢』第 7 号。
――――［1983］「利子生み資本の現実的生成と銀行制度－信用制度の基本的枠組，その 1」高知大学『高知論叢』第 16 号。
柴崎慎也［2016］「商業資本のもとにおける債務の集積」『季刊 経済理論』第 53 巻第 2 号。
清水真志［2006］『商業資本論の射程－商業資本論の展開と市場機構論』ナカニシヤ出版。
――――［2014］「もう一つの商業資本論（3）－『商人資本に関する歴史的事実』を手掛かりとして」専修大学経済学会『専修経済学論集』第 48 巻第 3 号。
――――［2017］「貨幣資本家と資本（3）－今日の『金融化』を背景にして」専修大学経済学会『専修経済学論集』第 51 巻第 3 号。
下平尾勲［1974］『貨幣と信用－形態論研究』新評論。
菅原陽心［2012］『経済原論』御茶の水書房。
鈴木鴻一郎編［1962］『経済学原理論（下）』東京大学出版会。
頭川博［1981］「利子生み資本と貨幣前貸の二つの区別」日本評論社『一橋論叢』第 85 巻第 6 号。
竹内晴夫［1996］「信用の不確実性と制度的対応」河村哲二編『制度と組織の経済学』日本評論社。
中村泰治［2009］「商業信用の成立条件と信用創造」『浦和論叢』第 40 号。
新田滋［1997］「自然状態と価値形態－純粋資本主義社会をめぐって」茨城大学政経学会『茨城大学政経学会雑誌』第 66 号。
――――［2014］「『復元論』と『分化発生論』について－宇野弘蔵と山口重克の方法論をめぐって」専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第 48 号。
日高普［1966］『商業信用と銀行信用』青木書店。
――――［1968］『銀行資本の理論』東京大学出版会。
――――［1983］『経済原論』有斐閣選書。
藤川昌弘［1976］「信用」大内秀明・桜井毅・山口重克編『資本論研究入門』東京大学出版会。
麓健一［1956］『金融経済論』日本評論新社。
松井暁［1990］「商業信用と利子生み資本」一橋研究編集委員会『一橋研究』第 15 巻第 3 号。
――――［1991］「信用と利子生み資本」日本評論社『一橋論叢』第 105 巻第 6 号。
松田正彦［1996］「情報と信用制度」河村哲二編『制度と組織の経済学』日本評論社。
山口重克［1983］『資本論の読み方』有斐閣。

山口重克［1984］『金融機構の理論』東京大学出版会。
――――［1985］『経済原論講義』東京大学出版会。
――――［2000］『金融機構の理論の諸問題』御茶の水書房。
Marx, Karl［1894］, *Das Kapital*, Dritter Band, *Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 25, Institut für Marxismus - Leninismus beim ZK der SED. Dietz Verlag, Berlin, 1964（岡崎次郎訳『資本論（マルクス＝エンゲルス全集版第3巻第2分冊）』大月書店, 1972年）.